

岩手県告示第661号

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例（平成19年岩手県条例第75号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり特定大規模集客施設を新設する旨届出があった。

平成22年7月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 届出事項の概要

- (1) 特定大規模集客施設の設置をする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ア 設置をする者の氏名又は名称 株式会社デンコードー
 - イ 設置をする者の住所 宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目7番10号
 - ウ 法人の代表者の氏名 井上元延
- (2) 特定大規模集客施設の名称 ケーズデンキ盛岡南店
- (3) 新設予定地の所在地及びその敷地の面積
 - ア 所在地 盛岡市三本柳5地割58番ほか
 - イ 敷地面積 19,812平方メートル
- (4) 特定大規模集客施設の用途 店舗
- (5) 特定大規模集客施設の床面積の合計 11,013平方メートル
- (6) 特定大規模集客施設の新設に係る建物の延べ面積 19,479平方メートル
- (7) 新設予定地の用途地域 近隣商業地域及び第一種住居地域
- (8) 新設予定地の開発行為の着手予定日 開発行為非該当
- (9) 特定大規模集客施設の新設に係る建物の新築、増築若しくは改築又は集客施設への用途の変更の着手予定日 平成23年1月31日
- (10) 特定大規模集客施設において営業を開始する予定日 平成23年9月30日
- (11) 特定大規模集客施設の1日、1月又は1年当たりの平均的な利用者の人数の見込み及び集客予定区域
 - ア 利用者の人数の見込み 1日当たり約7,450人
 - イ 集客予定区域 新設予定地から半径5キロメートルの圏内（主に盛岡市南部及び紫波郡矢巾町北部）

2 届出年月日 平成22年7月9日

3 関係書類の縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成22年7月23日から同年9月23日まで
- (2) 場所 岩手県商工労働観光部経営支援課及び盛岡広域振興局経営企画部並びに盛岡市役所、花巻市役所、八幡平市役所、雫石町役場、葛巻町役場、岩手町役場、滝沢村役場、紫波町役場、矢巾町役場及び岩泉町役場

4 その他 この届出に関して、条例第7条第1項の規定により、隣接市町村に準ずる市町村の指定を申請しようとする市町村は、平成22年8月3日までに準隣接市町村指定申請書を岩手県商工労働観光部経営支援課に提出してください。